

6 保育所制度に関する東京都の提案

21年度国への提案要求(保育所制度の抜本改革)

- (1) 現行の認可保育所が利用者本位の制度となるよう、抜本的な改革を進めること。
- (2) 認証保育所を国の制度に位置づけ、財政措置を講じること。
- (3) 「新待機児童ゼロ作戦」の推進に当たっては、待機児童の多い地域に対する重点的な支援を行うこと。

要求項目

- ◆ 入所要件 「保育に欠ける要件を見直し、保育を必要とする人すべてが、保育の必要度に応じて利用できる仕組みとすること」
 - ◆ 利用方法 「利用者が希望する保育所と直接契約できる制度にすること」
 - ◆ 保育料 「一定の基準の下に保育所が自ら設定できるようにすること」
 - ◆ 施設整備 「民間事業者や賃借物件の改修経費についても次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすること」
 - ◆ 規制緩和 「大都市に見合った面積基準の一層の緩和」
 - ・認可 1人あたり3.3㎡ → 認証(A型) 2.5㎡まで緩和
- 「保育士以外の資格を持つ人材の有効活用が可能となるよう保育従事職員の資格基準を緩和」
- ・認可 全て保育士資格保有者 → 認証 保育士は6割で可

<参考> 認可保育所と認証保育所の比較

区 分	認可保育所	認証保育所
1 目的 (設置根拠)	保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設(児童福祉法)	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱)
2 設置者	区市町村(58.9%) 社会福祉法人、民間事業者等(41.1%)	民間事業者等
3 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と直接契約
4 規 模	20人以上(平均98.6人)	①A型 20~120人(平均34.0人) ②B型 6~29人(平均20.4人)
5 施設基準	児童福祉施設最低基準(省令)	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、ほふく室 (0、1歳児室)	1人当たり3.3㎡以上	①A型 3.3㎡以上 (2.5㎡まで弾力化) ②B型 2.5㎡以上
(1) 保育室・遊戯室 (2歳以上児室) (2) 屋外遊戯場	(1) 1人当たり1.98㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)	同左
6 職 員	児童福祉施設最低基準(省令)	認可保育所に準じた都独自の基準
保育従事者	保育士	保育士以外の者も可 ただし、6割以上は保育士
配置基準	・0歳児 : 3人につき1人以上 ・1・2歳児 : 6人につき1人以上 ・3歳児 : 20人につき1人以上 ・4歳以上児 : 30人につき1人以上	同左
7 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本
8 保育料	住民税又は所得税の課税額に応じた階層区分に基づき、区市町村が徴収	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収
9 補助金		
運 営 費	負担金 (国1/2、都1/4、区市町村1/4)	補助金 (都1/2、市町村1/2) ※区部財調 (区10/10)
施設整備費	ハード交付金 (国1/2、区市町村1/4) 設置者1/4	開設準備経費(改修経費) ※区部財調 (都1/2、市町村1/2) (区10/10)